

9 基準等

(1) 被害程度の認定基準

被害区分		認定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。	
	負傷者	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち、1ヵ月以上の治療を要する見込の者とする。
		軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または、受ける必要のある者のうち、1ヵ月未満で治療できる見込の者とする。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。	
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもまたは住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊	住家損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用出来るもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のものまたは住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
	一部破損	全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
世帯等	世帯	生計を一つにしている生活単位とする。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば、分けて扱うものとする。	
	被災世帯	災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。	
	被災者	被災世帯の構成員とする。	
非住家の被害	非住家	住家以外の建物でこの基準中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に常時、人が居住しているときは、当該部分を住家とする。全壊または半壊の被害を受けたもののみ記入する。	
	文教施設	学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専門学校および専修学校における教育の用に供する施設とする。	
	福祉施設	社会福祉事業法第2条の規定により、社会福祉事業により経営される施設とする。	
	その他の公共建物	例えば、役場庁舎、公民館および図書館等の公用または公共の用に供する建物とする。	
	公共建物以外の非住家	公共建物以外の倉庫、工場、車庫等とする。	

被害区分		認定基準
火災発生件数	火災発生件数	地震または火山噴火の場合に限る。その他の火災の報告は、別に定めるところにより行う。
	危険物	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 11 条第 1 項により、市町村長、消防組合管理者の許可を受けて設置されている危険物製造所、危険物貯蔵所および危険物取扱所の施設とする。
公共土木施設の被害		市町村または市町村の機関の維持管理に属する以下の施設とする。
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に仮設された橋とする。
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。ただし、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸を除く。
	砂防等施設	砂防法第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸および地すべり等防止法第 2 条第 2 項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設とする。
	林地荒廃防止施設	山林砂防施設（立木を除く。）または海岸砂防施設（防潮堤を含み、立木を除く。）とする。
	港湾施設	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
	漁港	漁港法（昭和 25 年法律第 137 号）第 3 条に規定する基本施設または漁港の利用および管理上重要な輸送施設とする。
	海岸	国土を保全するために防護することを必要とする海岸またはこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設とする。
農林水産業施設の被害	農業用施設	農地の利用または保全上必要な公共的施設であって、かんがい排水施設、農業用道路または農作物の災害を防止するため必要な施設とする。
	林業用施設	林地の利用または保全上必要な公共的施設であって、林地荒廃防止施設（法令により地方公共団体またはその機関の維持管理に属するものを除く。）、林道とする。
	漁港施設	漁業の根拠地となる水域および陸域内にあり、水産業協同組合の維持管理に属する施設であって、外かく施設、けい留施設および水域施設とする。
	共同利用施設	農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合または水産業協同組合連合会の所有する倉庫、加工施設、共同作業場およびその他の農林水産業者の共同利用に供する施設であって、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 152 号）第 1 条の 3 に規定する施設とする。

被害区分		認定基準
農林水産業施設の被害	農地	耕作の目的に供される土地とする。
	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、または砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
	畑の流失・埋没・冠水	田の例に準じて取扱うものとする。
	その他の公共施設	公共建物、公共土木施設、農林水産業施設以外の公共施設をいい、例えば都市施設、公園施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
農産・林産・水産・畜産の被害 「農産」「林産」「水産」「畜産」とは、農林水産業施設以外の被害をいい、それぞれの項目ごとに記入すること。		
商工業の被害 建物以外の商工業の被害で、工業原材料、生産物、生産機械器具および操業率低下や観光客のキャンセル等による間接被害等とする。		
その他の被害	清掃施設	ごみ処理およびし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	船舶・漁船	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものおよび流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。

その他

- (1) 災害年報の公立文教施設、公共土木施設、農林水産施設、その他の公共施設等の被害額については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）は、朱書すること。
- (2) 災害に対してとられた措置
 - ① 災害に対してとられた措置の概要は、具体的かつ詳細に記載するものとし、報告様式に余白がない場合は、別紙とする。
 - ② 消防機関の活動状況の報告に当たっては、被害が発生し防災活動に従事した者で、待機は含まない。報告は、消防職員、消防団員別とし、使用した機材と主な活動内容を報告する。

(2) 災害救助法適用基準

- ① 全焼、全壊、流失等により住家の滅失した世帯数が、当該市町村の人口に応じ次の世帯数以上であるとき。

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000人未満		30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40 "
15,000人以上	30,000人未満	50 "
30,000人以上	50,000人未満	60 "
50,000人以上	100,000人未満	80 "
100,000人以上	300,000人未満	100 "
300,000人以上		150 "

(注) 半壊(焼)の場合は1/2世帯と換算し、床上浸水の場合は1/3世帯として換算する。(以下同じ。)

- ② 県全体の住家の滅失した世帯の数が1,000世帯以上で、当該市町村の人口に応じ次の世帯数以上の世帯の住家が滅失したとき。

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000人未満		15世帯
5,000人以上	15,000人未満	20 "
15,000人以上	30,000人未満	25 "
30,000人以上	50,000人未満	30 "
50,000人以上	100,000人未満	40 "
100,000人以上	300,000人未満	50 "
300,000人以上		75 "

- ③ 県全体の住家が滅失した世帯の数が5,000世帯以上で、当該市町村の多数の世帯が滅失したとき。
- ④ 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯が滅失したとき。
- ⑤ 多数の者が生命または身体に危害を受けまたは受けるおそれが生じたとき。

(3) 災害救助法による救助の程度、方法および期間

平成 26 年福井県規則 29

平成 26 年 4 月 1 日適用

救助の種類		救助の程度および方法	救助の期間
避難所および応急仮設仮設住宅	避難所	<p>(一) 供与する者は、災害により被害を受け、または受けるおそれのある者とする。</p> <p>(二) 学校、公民館等を利用し、これらの建物が無いときは、仮小屋または天幕を設置するものとする。</p> <p>(三) 設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持および管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費および購入費、光熱水費ならびに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、福祉避難所(高齢者、障害者等であって、日常生活において特別の配慮を必要とする者(以下「高齢者等」という。))に供与する避難所をいう。)を設置した場合は、これらの額に特別の配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる</p> <p>(1) 基本額 避難所設置費 1人1日につき 310円</p> <p>(2) 加算額 冬季(10月1日から翌年3月31日までをいう。)について別に定める額</p>	災害発生の日から7日以内
	応急仮設住宅	<p>一) 供与する者は、災害により住宅が全壊し、全焼し、または流失した者で自らの資力のみでは住宅を得ることができないものとする。</p> <p>(二) 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルとする。</p> <p>(三) 設置のため支出できる費用は、1戸当たり253万円以内とする。</p> <p>(四) 同一の敷地内または近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置することができる。この場合における当該施設の規模およびその設置のため支出できる費用については、別に定める。</p> <p>(五) 供与する者に高齢者等がある場合は、老人居宅介護等事業等を利用し、やすい構造および設備を有し、日常生活上特別な配慮を要する複数の高齢者等に供与する施設を応急仮設住宅として設置することができる。</p> <p>(六) 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらを供与することができる。</p> <p>(七) 災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。</p>	供与する期間は、完成の日から2年以内
炊き出しその他による食品の供給 および飲料水の供給	炊き出しその他の食品の給与	<p>(一) 避難所に避難している者、住宅に被害を受けて炊事のできない者および住宅に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要のある者(以下これらの者を「被災者」という。)に対して行う。</p> <p>(二) 被災者が直ちに食することができる現物により行うものとする。</p> <p>(三) 支出できる費用は、主食、副食および燃料等の経費とし、1人1日につき1040円以内とする。</p> <p>(四) 被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分以内を給与することができる。</p>	災害発生の日から7日以内
	飲料水の供給	<p>一) 災害により飲料水を得ることができない者に対して行う。</p> <p>(二) 支出できる費用は、水の購入費、給水および浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費および燃料費、薬品費ならびに資材費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	

被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	<p>(一) 災害による住宅の全壊、全焼、流失、半壊、半焼または床上浸水(土砂のたい積等により一時的にその住宅に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)、船舶の遭難等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、またはき損したため、直ちに日常生活を営むことができない者に対して行う。</p> <p>(二) 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物により行う。</p> <p>(1) 被服、寝具および身の回り品</p> <p>(2) 日用品</p> <p>(3) 炊事用具および食器</p> <p>(4) 光熱材料</p> <p>(三) 支出できる費用は、被害世帯の区分、季別および世帯区分により一世帯当たり次の表に掲げる額の範囲内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもって決定する。</p> <p>(備考) 夏季とは4月1日から9月31日まで、冬季とは10月1日から翌年3月31日までをいう。</p> <p style="text-align: right;">(円)</p>							災害発生の日から10日以内	
	区分	季別	世帯区分						
			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯		6人以上1人増すごとに加算する額
	住宅の全壊、全焼または流失による被害世帯	夏期	17,800	22,900	33,700	40,400	51,200		7,500
	冬期	29,400	38,100	53,100	62,100	78,100	10,700		
住宅の半壊、半焼または床上浸水、船舶の遭難等による被害世帯	夏期	5,800	7,800	11,700	14,200	18,000	2,500		
	冬期	9,400	12,300	17,400	20,600	26,100	3,400		
医療および助産	医療	<p>(一) 災害のため医療のみちを失った者に対して応急的に行う。</p> <p>(二) 救護班により行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ないと認められる場合は、病院、診療所または施術所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)第一条に規定する免許を受けたあん摩マツサージ指圧師、はり師もしくはきゆう師または柔道整復師法第二条第一項に規定する柔道整復師(以下これらの者を「施術者」という。))による施術のための施設をいう。)において行わせることができる。</p> <p>(三) 次の範囲内で行う。</p> <p>(1) 診察</p> <p>(2) 薬剤または治療材料の支給</p> <p>(3) 処置、手術その他の治療および施術</p> <p>(4) 病院または診療所への収容</p> <p>(5) 看護</p> <p>(四) 支出できる費用の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 救護班による場合 使用した薬剤および治療材料の購入費ならびに破損した医療器具の修繕費等の実費</p> <p>(2) 病院または診療所における場合 国民健康保険の診療報酬の額以内</p> <p>(3) 施術者による場合 協定料金の額以内</p>							災害発生の日から14日以内
	助産	<p>(一) 災害発生の日以前または以後の7日以内に分べんした者で、災害のため助産のみちを失ったものに対して行う。</p> <p>(二) 次の範囲内で行う。</p> <p>(1) 分べんの介助</p> <p>(2) 分べん前および分べん後の処置</p> <p>(3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>(三) 支出できる費用の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 救護班等による場合 使用した衛生材料等の購入費</p> <p>(2) 助産婦による場合 当該地域の慣行料金の8割以内の額</p>							

被災者の救出	(一) 災害のため、生命および身体が危険な状態にある者または生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。 (二) 支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費、購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急修理	(一) 災害により住宅が半壊し、または半焼した者で自らの資力のみでは応急修理ができないものまたは大規模な補修を行わなければ居住することが困難であるものに対して行う。 (二) 居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に対し、現物により応急修理を行う。 (三) 支出できる費用は、1世帯当たり547,000円以内とする。	災害発生の日から1月以内
生業に必要な資金の貸与	(一) 災害により住宅が全壊し、全焼し、または流失したため生業の手段を失った世帯に対して行う。 (二) 生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入する費用に充てるものについて貸与することとし、生業の見込みについて確実に具体的な事業計画があり、かつ、償還の見込みがあると認められる者に対して行う。 (三) 貸与できる金額は、次の範囲内とする。 (1) 生業費 1世帯当たり 30,000円 (2) 就職支度費 1世帯当たり 15,000円 (四) 貸与期間は2年以内とし、利子は無利子とする	災害発生の日から1月以内
学用品の給与	(一) 災害による住宅の全壊、全焼、流失、半壊、半焼または床上浸水により学用品を喪失し、またはき損したため、就学上支障のある小学生(特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学生(中等教育学校の前期課程および特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)および高等学校等生徒(高等学校(定時制および通信制を含む。)、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校および各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行う。 (二) 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物により行う。 (1) 教科書 (2) 文房具 (3) 通学用品 (三) 支出できる費用は、次の範囲内とする。 (1) 教科書 (イ) 小学生および中学生 教科書の発行に関する臨時措置法第二条第一項に規定する教科書および教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、またはその承認を受けて使用しているものを給与するための実費 (ロ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 (2) 文房具および通学用品 (イ) 小学生 1人当たり 4,100円 (ロ) 中学生 1人当たり 4,400円 (ハ) 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円	災害の発生の日から教科書については1月以内その他の学用品については15日以内
埋葬	(一) 災害の際死亡した者について、応急的処理を行う。 (二) 次の範囲内において埋葬または火葬(以下「埋葬等」という。)を実施する者に対して行う。 (1) 棺(付属品を含む。)または棺材等の現物の給与 (2) 埋葬等およびそのための賃金職員の雇上げ (3) 骨つぼおよび骨箱の給与 (三) 支出できる費用は、1体当たり大人206,000円以内、小人164,800円以内とする。	災害発生の日から10日以内
死体の捜索	(一) 災害により行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。 (二) 支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費、購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から10日以内

死体の処理	<p>(一) 災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬等を除く。)を行う。</p> <p>(二) 次の範囲内で行う。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫い合せ、消毒等の処置</p> <p>(2) 死体の一時保存</p> <p>(3) 検案</p> <p>(三) 検案は、救護班により行う。ただし、やむを得ない特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(四) 支出できる費用の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫い合せ、消毒等の処置の費用 1体当たり 3,400円以内</p> <p>(2) 死体の一時保存の費用</p> <p>(イ) 既存の建物を利用する場合 当該建物の借上費の通常の実費</p> <p>(ロ) 既存の建物を利用できない場合 1体当たり 5,200円以内</p> <p>(3) その他の費用</p> <p>(イ) 救護班により検案ができない場合 当該地域の慣行料金の額以内</p> <p>(ロ) 死体の一時保存のためドライアイス等を必要とする場合 死体の一時保存の費用の額にドライアイスの購入費等の経費として当該地域における通常の実費を加算した額以内</p>	災害発生の日から10日以内
災害により住宅またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去	<p>(一) 居室、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分または玄関等に障害物があるため、一時的にその住宅に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力のみでは当該障害物を除去することができない者に対して行う。</p> <p>(二) 支出できる費用は、ロープ、スコップその他障害物の除去のため必要な機械、器具等の借上費、購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり 133,900円以内とする。</p>	災害発生の日から10日以内
応急救助のための輸送および賃金職員等の雇上げ	<p>(一) 次に掲げる場合に行う。</p> <p>(1) 被災者の避難</p> <p>(2) 医療および助産</p> <p>(3) 救出</p> <p>(4) 飲料水の供給</p> <p>(5) 死体の捜索</p> <p>(6) 死体の処理</p> <p>(7) 救済用物資の整理配分</p> <p>(二) 支出できる費用は、当該地域における通常の実費とする。</p>	当該救助の実施が認められる期間以内

(4) 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）および継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか	極めて少ない。めったにない。
大半	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
ほとんど	半分以上。ほとんどよりは少ない。
	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※ による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうち、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

